

平成23年4月1日(金)から  
事業系ごみの出し方が変わります

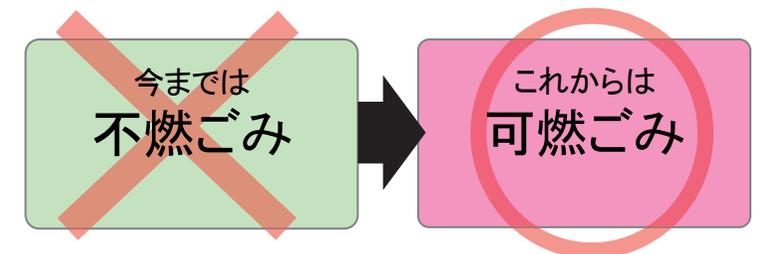
## 事業者のみなさまへ

できる限り、ごみ処理  
ではなくリサイクルに  
努めてください！

不燃ごみだったプラスチック製品が  
「可燃ごみ」に変わります！

※ 一般家庭から出されるものと同じ性状かつ一般家庭から出される量(少量)の場合に限ります。

出し方がどう変わるの？

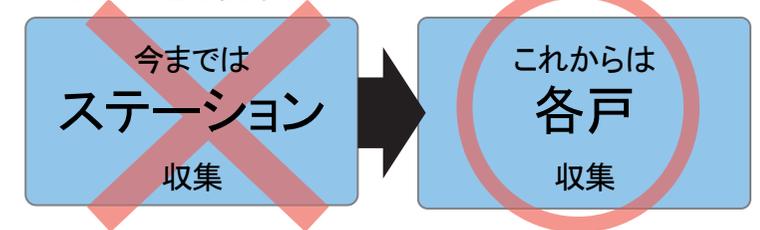


※ 多量排出の場合はこれまで通り産業廃棄物として適正処理してください。

プラスチック製容器包装が  
原則「各戸収集」に変わります！

※ 市の資源収集に出していただくことができるのは、発生量が1収集日につき45リットル指定袋1袋までの事業者に限ります。

出し方がどう変わるの？



※ 家庭用指定袋で出してください。  
※ 収集については、事前に各区の環境事業所にお申し出ください。

### ○今回の変更で、可燃ごみになるもの(例)

- ・「100%プラスチック製品」
  - ・「大半がプラスチックでできているもの(金属との複合製品など)」
  - ・「プラスチック製でコンセントを使わない小型の電気製品」
- ★詳しくは、ごみの収集を委託している許可業者にお問い合わせください。

### ○多量排出の場合

同一の性状のもののみの場合など、排出状況によって、産業廃棄物に該当するものもあります。詳しくは、ごみの収集を委託している許可業者等にお問い合わせください。

### ○プラスチック製容器包装について

- ・主としてプラスチック製の容器包装(PET ボトル以外のもの)をいいます。
- ・家庭から出るものと同じ性状のものに限ります。
- ・収集については、発生した区の環境事業所への事前申出が必要です。

### ○市の資源収集に出していただくことができない場合

発生量が1収集日につき45リットルの指定袋2袋以上の事業者は、市の資源収集に出していただくことができません。詳しくは、ごみの収集を委託している許可業者等にお問い合わせください。

## ○可燃ごみ、廃プラスチック類、プラスチック製容器包装(発生量が2袋以上の場合)のお問い合わせ

### ・ごみの収集を委託している許可業者

- ・一般廃棄物の許可業者(名古屋市一般廃棄物事業協同組合 TEL.961-5383)
- ・産業廃棄物の許可業者(社団法人愛知県産業廃棄物協会 TEL.332-0346)



| お問い合わせ先              |                      | 名古屋市環境局ごみ減量部資源化推進室 TEL.052-972-2390(直通) |                      |
|----------------------|----------------------|---|----------------------|
| 千種環境事業所 TEL.771-0424 | 中村環境事業所 TEL.481-5391 | 熱田環境事業所 TEL.671-2200                    | 守山環境事業所 TEL.798-3771 |
| 東環境事業所 TEL.723-5311  | 中環境事業所 TEL.251-1735  | 中川環境事業所 TEL.361-7638                    | 緑環境事業所 TEL.891-0976  |
| 北環境事業所 TEL.981-0421  | 昭和環境事業所 TEL.871-0504 | 港環境事業所 TEL.382-3575                     | 名東環境事業所 TEL.773-3214 |
| 西環境事業所 TEL.522-4126  | 瑞穂環境事業所 TEL.882-5300 | 南環境事業所 TEL.614-6220                     | 天白環境事業所 TEL.833-4031 |

名古屋市ホームページ・アドレス <http://www.city.nagoya.jp/> →

事業系ごみ

サイト内検索

